

滝上終末処理場等維持管理委託業務 特記仕様書

(施設概要)

第1条 施設の概要は次の各号のとおり。

- (1) 施設名称 : 滝上終末処理場
- (2) 施設所在地 : 紋別郡滝上町オシラネツプ原野 277-10 番地
- (3) 処理方式 : オキシデーションディッチ法
- (4) 計画汚水量 : 全体計画 (日最大) 864 m³/日
: 事業計画 (日最大) 904 m³/日
※現有能力 : 1,280 m³/日

- (5) 水質計画 : ※表省略

※北海道が定める「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」による渚滑川水域の下水道終末処理施設に適用される上乗せ排水基準

BOD : 20 mg/L SS : 70 mg/L

- (6) 放流先 : オシラネツプ川
- (7) その他 : マンホールポンプ所 (12カ所)

(業務対象の主要設備)

第2条 業務対象となる主要設備は次のとおり。

- (1) 主ポンプ設備 一式
- (2) 水処理設備 一式
- (3) 水処理電気設備 一式
- (4) 汚泥濃縮タンク設備 一式
- (5) 汚泥脱水設備 一式
- (6) 汚泥処理電気設備 一式
- (7) 空調・換気設備 一式
- (8) マンホールポンプ設備 一式
- (9) その他終末処理場設備 一式

(資格者の配置等)

第3条 受託者は、次の各号に規定する資格者を適正に配置すること。

- (1) 下水道法施行令第15条の3に規定する有資格者
- (2) 危険物取扱者 乙第4類
- (3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (4) 特定化学物質等作業主任者
- (5) 玉掛技能者
- (6) ホイスト式クレーン特別教育修了者
- (7) 車両系建設機械運転技能者

- (8) 第一種又は第二種電気工事士
- (9) 普通自動車運転免許及び大型特殊自動車運転免許
- (10) 小型移動式クレーン
- (11) 刈払機取扱作業従事者

2 前項のうち、第1号に規定する資格者については、自社従業員として2名以上届出すること。

(分析試験業務)

第4条 分析試験及び測定業務内容は次のとおりとする。

- 1 水処理設備系統の水質分析、水質測定内容
 - (1) 日常試験（別表－1）は処理場において実施し、その結果は日報及び月報にて報告する。
 - (2) 中間試験（別表－2）は月2回処理場において実施し、その結果は月報にて報告する。
 - (3) 放流水精密検査（別表－3）は年2回計量証明事業所において実施し、その結果は濃度計量証明書にて報告する。
 - (4) 通日試験（別表－4）は年4回処理場において実施し、その結果は通日試験結果報告書にて報告する。
- 2 汚泥設備系統の分析、測定内容
 - (1) 定期汚泥試験（別表－5）は週1回処理場において実施し、その結果は日報にて報告する。
 - (2) 脱水ケーキ含有試験（別表－6）は年1回計量証明事業所において実施、その結果は濃度計量証明書にて報告する。
 - (3) 脱水ケーキ溶出試験（別表－7）は年1回計量証明事業所において実施し、その結果は濃度計量証明書にて報告する。

(費用の負担区分)

第5条 業務履行に必要な費用の負担区分は次のとおり。

- 1 町の負担
 - (1) 光熱費 電気、水道、ガス、油（燃料）
 - (2) 備品費 機械電気用消耗品費、分析試験備品及び消耗品、設備管理用の備品及び消耗品
 - (3) 薬品費 塩素剤、凝集剤、分析用等
 - (4) 委託費 電気保安業務委託費、消防設備等法定点検費、汚泥運搬車両費
 - (5) 清掃除雪費 管理棟定期清掃業務等
 - (6) 運搬処分費 し渣、汚泥等の処分費（マンホールポンプ所含む）
- 2 受託者の負担

- (1) 従業員の人件費 給与、諸手当、福利厚生費
- (2) 現場経費 交通車両費、被服費、安全用品費、事務消耗品費、通信連絡費、清掃衛生用品費
- (3) 水質分析試験費
- (4) 環境整備費 場内草刈り、樹木管理、除雪（簡易な除雪）